

資源物持ち去り防止に関する条例について (前回会議で出された意見のとりまとめ)

1 規制の目的

- 持ち去り行為を規制する目的を明確にする必要がある。
- 廃棄物の適正処理を目的とした条例において有価物（資源物）の持ち去り規制をかけることの整合性を図る必要がある。
- 現行条例の一部改正の場合、条例第1条の目的規定との整合性を図る必要がある。

【福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例】

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること並びに資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

福岡市が持ち去り行為を規制する目的	現行条例の目的規定
市が行う廃棄物の適正処理を妨害している。 (廃棄物処理行政に対する信頼低下)	廃棄物を適正に処理
市が行う資源循環型社会の形成の支障となっている。 (市民のごみ減量・リサイクル・分別意識の低下等)	資源循環型社会の形成に 資する
市民の安全・安心なごみ出し環境を阻害している。	該当項目なし
市の歳入の減少につながっている。	

2 規制対象物

- 規制対象物については、自治体によって表記が異なるため、福岡市における表記方法を整理する必要がある。

【他都市の条例における規制対象物】

- ・資源物（さいたま）
- ・廃棄物（横浜，新潟）
- ・規則で定めるもの（岡山，熊本）
- ・市長が指定するもの（札幌，千葉，相模原）
- ・具体的品目を列挙（名古屋，京都）

- アルミや鉄などを規制対象物とした場合、定義を明確にする必要がある。（資源物なのか廃棄物なのかの位置づけも含めて）

- 「不燃ごみ袋ごと」を規制の対象とした場合、資源物（有価物）ではない廃棄物（価値がないもの）も規制対象に含まれ、不必要な規制をかけることとなる。また、規制の目的を「資源循環型社会の形成の推進」や「歳入の確保」とした場合、規制対象物が条例の目的規定と矛盾することとなる。
- 「不燃ごみ袋に入れられたアルミ・鉄（市が再資源化している資源物）のみ」を規制の対象とした場合、個々の持ち去り行為において規制対象物が含まれているかどうか不明なため、現場での対応が困難となり規制ができなくなるおそれがある。
- 粗大ごみについても持ち去り行為が発生しているが、社会問題とまではなっていないため、現時点では規制対象物としない。（市）
- 事業系ごみについては、排出者に処理責任があり市の業務ではない。規制の目的を「市が行う廃棄物の適正処理」を阻害する業務妨害罪の視点で考え、「家庭ごみ」のみを規制の対象とする。（市）

3 規制対象場所

- 規制対象場所を条例に明記する必要がある。
- 戸別収集は、規制対象場所（区域）が明確でないため、持ち去り行為の定義を明確にする必要がある。
- 戸別収集ではない例外的な取り扱い（狹隘道路の場合の持ち出しなど）についても、別途要綱等で定める必要がある。
- 規制対象場所については、自治体によって表記が異なるため、福岡市における表記方法を整理する必要がある。

【他都市の条例における規制対象場所】

- 札幌市…ごみステーション（市の定める排出場所のうち、市が家庭廃棄物を定期的に収集するための家庭廃棄物の一時的な排出場所）
- 千葉市…一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみステーション」という。）
- 横浜市…一般廃棄物処理計画に従った所定の場所
- 相模原市…集積場所（一般廃棄物処理計画に定める所定の場所）
- 新潟市…ごみ集積場（市民が設置する家庭系廃棄物の集積場）
- 京都市…一般廃棄物処理計画において定められた場所
- 岡山市…ごみ集積場（あらかじめ市長の同意を得て、市民が共同で設置する家庭系廃棄物を排出する所定の集積場）
- 熊本市…収集場所（市が定期収集家庭廃棄物を収集する場所）

4 規制対象時間

- 規制対象時間（排出時間）について表記する必要がある。
（政令市において規制対象時間を表記した条例はない。）

5 規制対象行為

（1）持ち去り行為

- 規制対象行為については、自治体によって表記が異なるため、福岡市における表記方法を整理する必要がある。

【他都市の条例における規制対象行為】

- ・収集し又は運搬してはならない
- ・持ち去ってはならない
- ・収集運搬することにより、市の義務の履行を妨げてはならない。

（2）買い取り行為

- 買い取られたアルミ等が家庭ごみ袋から持ち去られたアルミ等なのかどうかの判断が難しい。
- 買い取り者が買い取った行為が条例違反であるという認識がないと犯罪として成立しない。
- 政令市において買い取り行為を規制している条例はないため、福岡市が買い取り行為を規制するならば、合理的理由を明確にする必要がある。
- 禁止命令をかけた持ち去り者から買い取った者に対して、「この持ち込んだ者は持ち去り禁止命令を受けた者であるため今後買い取らないように。」と指導し、禁止命令を行う方法が考えられる。

6 罰則規定

（1）必要性

- 実効性のある条例とするためには罰則規定は必要である。

【他都市の条例における罰則規定】

- ・罰則あり（札幌、千葉、横浜、相模原、新潟、名古屋、岡山、熊本）
- ・罰則なし（京都）
- ・所有権明確化（さいたま）…条例では罰則を規定していないが窃盗罪の適用対象

(2) 保護法益

○罰則を設ける場合は、保護法益について整理する必要がある。

【福岡市が罰則を設ける場合に考えられる保護法益】

- ・廃棄物の適正処理の確保（廃棄物処理行政に対する市民からの信頼の確保）
- ・資源循環型社会の形成の推進
- ・市民の安全安心なごみ出し環境の確保
- ・市の歳入の確保

(3) 直接罰, 間接罰

○直接罰の適用は困難である。

（政令市はすべて間接罰で、直接罰の事例なし）

(4) 構成要件

○構成要件の明確性が求められる。

【構成要件の要素】

- ・行為の主体（市または市から一般廃棄物の収集・運搬の委託を受けた者以外の者）
- ・行為の客体（不燃ごみ等）
- ・実行行為（収集・運搬行為）
- ・行為の状況
- ・結果・因果関係
- ・故意または過失

(5) 刑事罰, 秩序罰

○刑事罰については、検察庁との協議が必要である。

○刑事罰にするか、秩序罰にするかについては、自治体によって状況が異なるため、福岡市の対応を整理する必要がある。

【他都市の条例における罰則の状況】

- ・罰金（札幌, 千葉, 横浜, 相模原, 新潟, 熊本）
- ・過料（名古屋, 岡山）

(6) 罰則の程度

○他都市においては、罰金は20万円以下、過料は5万円以下となっている。

【他都市の条例における罰則の状況】

- ・ 罰金20万円以下（札幌，千葉，横浜，相模原，新潟，熊本）
- ・ 過料5万円以下（名古屋，岡山）

(7) 両罰規定

○両罰規定を規定している都市と規定していない都市があるため、福岡市における規定について整理する必要がある。

【他都市の条例における両罰規定の状況】

- ・ 両罰規定あり（千葉，横浜，相模原，新潟，岡山，熊本）
- ・ 両罰規定なし（札幌，名古屋）

7 条例の形態

○廃棄物条例の一部改正にするか、新しい条例を制定するかについては、廃棄物処理法との整合性について考慮する必要がある。

8 その他

○条例で規制対象者を区別するのは難しい。

○ホームレスと組織的な犯行（「業として行っている者」，「組織的」，「法人」等）を条例で区分するのは困難である。運用で対応するしかない。

○ホームレス等には福祉の面でアプローチすべきである。

○「ホームレスが敷地に入ってくる」，「空き缶をつぶす音がうるさい」などの苦情がある。持ち去る量は少なくとも規制の対象にすべきではないか。

○ごみの排出方法についても条例で明確にしておく必要がある。

○行政手続条例の不利益処分の章を適用除外している都市があるため、福岡市の対応について整理する必要がある。

（適用除外している都市は、千葉，新潟，熊本）

【福岡市行政手続条例（不利益処分の章の概要）】

- ・ 不利益処分の基準を定め、公にするよう努める。
- ・ 意見陳述のための事前手続き（弁明の機会の付与等）を執らなければならない。